

『富士市地区まちづくり活動推進条例』 条例制定までのあゆみ

条例の検討経過

- 平成24年3月 「富士市まちづくり活動推進計画（地域の力こぎ増進計画）」策定
- 平成26年3月 「富士市まちづくり活動推進条例検討会議」の設置以降、2年半で14回の検討会議を開催
- 平成26年5月 市内26地区に「まちづくり協議会」が発足
- 平成26年9月 条例検討会議委員と富士市立高校生との意見交換会を実施
- 平成28年3月 各地区のまちづくり協議会が「まちづくり行動計画」を策定
- 平成28年3月 第12回検討会議にて検討会議が条例素案を市へ提言
- 平成28年6月 条例案について、パブリックコメントを実施するとともに、市内4箇所で行うタウンミーティングを実施
- 平成28年9月 富士市議会9月定例会に議案提出
- 平成28年10月 富士市議会9月定例会にて議決
- 平成28年11月 「富士市地区まちづくり活動推進条例」施行



〈高校生と意見交換〉



条例に込められた思い

富士市まちづくり活動推進条例検討会議は、2年半の間に14回の会議を開催し、これまで積み重ねてきた住民主体のまちづくり活動の成果や、地区を取り巻く様々な課題、今後のまちづくり協議会のあるべき姿などについて、毎回大変熱心な議論が交わされました。

条例の前文には、こうした2年に亘る議論の中で委員の皆さんが語られた、地区まちづくり活動に対する思いを反映した内容となっており、未来に向かって、市民一人ひとりが主役となって活躍し、手を取り合っ、身近な地区まちづくり活動を推進していこうと宣言しています。

【条例の前文】

雄大な富士山に抱かれた、私たちのまち、富士市における住民主体の地区まちづくり活動は、これまで多くの先人たちの英知により、豊かに、また、活発に行われてきた。

地区それぞれの特色を生かし、長年積み重ねてきた独自の活動の数々は、多くの人々の心の中に地域愛を育み、地域を愛する人々のつながりが地域の力を高め、富士市の活力の源となった。

今を生きる私たちには、まちの未来を明るく、魅力あふれるものにしていくために、この活力ある地区まちづくり活動を次の世代へと確実につなぐ務めがある。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、居住形態や生活様式の多様化などから、人と人との距離が広がり、市民の地域への関心が低下することにより、地域コミュニティが希薄化していくことが危惧されている。

今後、様々な地域課題に直面したとしても、こうした課題を解決するためには、「地域の課題は地域が解決する」という地区まちづくり活動の意義を市民一人ひとりが認識するとともに、地区の市民等と行政とが連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことがますます重要となってきている。

また、活発な地区まちづくり活動を続けていくためには、年齢や性別、あるいは団体や組織等の垣根を越えてお互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を合わせていくことが必要となる。

私たちはここに、将来にわたり活力あふれる地域コミュニティの実現に向けて、誰もが誇りを持ち、生き生きと活躍することができる、住民主体の地区まちづくり活動を推進していくため、この条例を制定する。

市制施行50周年の記念すべき日に、
本市の活発な地区まちづくり活動を、
未来へ繋いでいくための柱となる
条例が施行されました！

富士山と、

26地区の輝き。

『富士市地区まちづくり活動推進条例』

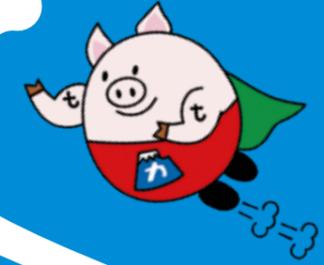
(平成28年11月1日施行)

愛称

富士市 まちづくり 条例



富士山と、 富士市まちづくり条例



持続可能な地域コミュニティの実現

条例制定の背景は？

富士市では、おおむね小学校の通学エリア【**地区**】を範囲として、多くの市民が参画した、住民主体の地区まちづくり活動が活発に行われています。

しかし、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来や、ライフスタイルの多様化などから、本市でも、地域コミュニティへの帰属意識や地区まちづくり活動への参画意欲の低下が見られるようになっていきます。

「富士市地区まちづくり活動推進条例」は、こうした現状を踏まえ、現在の活発な活動を将来へとつなぎ、【**持続可能な地域コミュニティづくり**】を進めていくために、住民主体の地区まちづくり活動の意義や理念を広く共有し、多くの市民の参画の下で活力ある地区まちづくり活動を推進していくために制定するものです。

地区まちづくり活動の基本理念は？

基本理念では、本市において地区まちづくり活動を進めていくに当たって軸となる基本的な考え方やあり方を以下の3項目で示しています。

- ①市民等が自発的かつ主体的に取り組むこと。
- ②市民等がまちづくりの担い手として、等しく参画する権利を有すること。
- ③市民等と市が対等な関係でお互いの役割を理解して協働すること。

まちづくり協議会と市の役割分担は？

「地域の課題は、地域が解決する。」という地区まちづくり活動の意義のもと、まちづくり協議会が解決に向けて、主体的な取組を推進します。

まちづくり協議会だけでは解決できない課題が発生した際には、市は、まちづくり協議会と協働で課題解決に取り組んだり、市が直接解決に取り組むなどして、まちづくり協議会が進める地区まちづくり活動を補完していきます。

詳しくは、

富士市地区まちづくり推進条例



地区のまちづくり活動を
広げるキャラクター
「子カラコバタくん」

【市】

- 市の責務（第4条）**
- ・ 施策の実施
 - ・ 市民等の意見反映
 - ・ 必要な支援の実施

- 市の支援（第10条）**
- ・ 財政的支援
 - ・ 人材育成支援
 - ・ 情報の提供
 - ・ 事務局機能の充実支援

【地区まちづくり活動の推進】 基本理念（第3条）

- ・ 自発的かつ主体的に取り組むこと。
- ・ 誰もが参画する権利を有すること。
- ・ 市と対等な立場で協働すること。

【市民等】

- 市民等の責務（第5条）**
- ・ 地区の生活環境への関心を高め、参画すること

【まちづくり協議会】

- まちづくり協議会の組織等（第6条）**
- ・ 地区の市民等の相当数で構成
 - ・ 規約の制定
 - ・ 民主的な手続きによる意思決定
 - ・ まちづくり行動計画の策定

- まちづくり協議会の活動拠点（第7条）**
- ・ 活動拠点は、地区まちづくりセンター

まちづくり協議会の取組に関する基本的事項（第8条）

- ・ 地区の特性を生かした活動
- ・ 透明性の高い運営
- ・ 次代に向けた人材の育成
- ・ 絆を深めるための交流促進
- ・ 他の団体等との相互連携



〈お茶まつり（大淵地区）〉



〈清掃活動（天間地区）〉

【地区】

おおむね小学校の通学区域



〈まちづくり協議会の総会（富士北地区）〉



〈歴史かるたの作成（松野地区）〉

市はどんな役割を担うの？

市は、地区まちづくり活動を活性化するための取組を進めるに当たっては、市民の皆さんの意見を反映するように務め、地区まちづくり活動を牽引するまちづくり協議会のニーズに合った的確な支援を進めていきます。

条例では、市の支援として、【**財政的支援**】、【**次代を担う人材育成への支援**】、【**情報の提供**】、【**事務局機能の充実にに向けた支援**】の4項目を定めています。

地区まちづくり活動の現状は？

各地区では、季節ごとの祭りや体育祭、文化祭等のイベント、防災訓練やグリーン作戦といった活動、更にはそうした活動を紹介するまちづくり新聞の発行など、地区の特性を活かした様々なまちづくり活動が活発に行われています。

こうした活動は、人と人のつながりを作り、身近な地域の事を大切に思う郷土愛を育み、地域の力を高めていきます。

例えば…



まちづくり協議会とは？

まちづくり協議会は、平成26年5月に市内26地区すべてに設立された、住民主体の地区まちづくり活動を中心に進めていく組織です。

まちづくり協議会では、個々の団体の活発な活動を生かした上で、団体同士の横の連携が生まれやすい仕組みを導入しており、地区住民が一体となった、より力強い地域コミュニティづくりにつなげていくことを目指しています。



私たち市民は何をするの？

地区まちづくり活動を活性化していくためには、たくさんの人の参加がとても重要です。市民一人ひとりが地区のことに興味をもって、自分のできる範囲で関わってみましょう。

【POINT】

条文中の【**市民等**】には、地区在住の個人や団体をはじめ、その地区へ通勤・通学する人や、事務所を有する法人等の団体も含まれています。